

ほじょ犬相談窓口

「身体障害者補助犬法の一部を改正する法律」が平成 20 年 4 月 1 日から施行されました。
この改正により、長野市と長野県では**身体障害者補助犬の同伴や使用に関する相談窓口を設置しています。**

身体障害者補助犬法って？

補助犬は目や耳、からだの不自由な人のために働く**盲導犬、聴導犬、介助犬**のことです。でも、まだ理解が十分ではなく、レストランなどで補助犬同伴での入店を断られることもしばしばありました。そこで平成 14 年 10 月 1 日に施行されたのが「身体障害者補助犬法」。公共施設や交通機関に補助犬を同伴することができるようにするための法律です。さらに平成 15 年 10 月 1 日からはデパートやスーパー、ホテル、飲食店などの一般的な施設も同伴できるようになりました。



さらに身体障害者補助犬法が変わりました！

平成 20 年 4 月 1 日からは、長野市と長野県に「ほじょ犬相談窓口」を設置し、補助犬の同伴や使用に関する苦情や相談に対応しています。

「レストランで、補助犬同伴での入店を断られてしまった」

「旅館で補助犬同伴のお客様に宿泊いただく時に注意することは？」

こんな補助犬に関する苦情や相談は「ほじょ犬相談窓口」までご連絡ください。

また、平成 20 年 10 月 1 日から、一定規模以上の民間企業は、勤務する身体障害者が補助犬を使用することを拒んではならなくなりました。



ほじょ犬に関する
御相談はこちらまで

「ほじょ犬相談窓口」 長野市役所障害福祉課

電話 026-224-5030 メール shougai@city.nagano.lg.jp